

日之影町告示第43号

令和7年第2回日之影町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年5月23日

日之影町長 佐藤 貢

- 1 期 日 令和7年6月6日
  - 2 場 所 日之影町役場（議会議場）
- 

○開会日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 久保 優一君 | 高館 英嗣君 |
| 小川 輝久君 | 一水 輝明君 |
| 河野 學君  | 甲斐 徳仁君 |
| 小谷 幸治君 | 甲斐 睦彦君 |

---

○6月11日に応招した議員

同上

---

○6月13日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和7年 第2回 日之影町議会定例会会議録 (第1日)

令和7年6月6日 (金曜日)

---

議事日程 (第1号)

令和7年6月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 報告 特別委員会の調査報告 (中央地区活性化特別委員会)
- 日程第7 行政報告 令和6年度日之影町立小・中学校の学校評価並びに令和6年度日之影町教育委員会の事務事業の自己点検・評価について
- 日程第8 報告第1号 令和6年度日之影町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第2号 令和6年度日之影町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第3号 専決処分事項の報告について (専決第9号) (工事請負変更契約の締結について)
- 日程第11 議案第21号 日之影町移住定住促進住宅使用条例の制定
- 日程第12 議案第22号 令和7年度日之影町一般会計補正予算 (第1号)
- 日程第13 議案第23号 令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第14 議案第24号 令和7年度日之影町介護保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第15 議案第25号 令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第16 議案第26号 令和7年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算 (第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 報告 特別委員会の調査報告 (中央地区活性化特別委員会)

- 日程第7 行政報告 令和6年度日之影町立小・中学校の学校評価並びに令和6年度日之影町教育委員会の事務事業の自己点検・評価について
- 日程第8 報告第1号 令和6年度日之影町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第2号 令和6年度日之影町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第3号 専決処分事項の報告について（専決第9号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第11 議案第21号 日之影町移住定住促進住宅使用条例の制定
- 日程第12 議案第22号 令和7年度日之影町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第23号 令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第24号 令和7年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第25号 令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第26号 令和7年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

---

出席議員（8名）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 久保 優一君 | 2番 高舘 英嗣君 |
| 3番 小川 輝久君 | 5番 一水 輝明君 |
| 6番 河野 學君  | 7番 甲斐 徳仁君 |
| 8番 小谷 幸治君 | 9番 甲斐 睦彦君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 甲斐 清保君      録音係（総務課主事） 中山 智貴君

---

説明のため出席した者の職氏名

|        |        |       |        |
|--------|--------|-------|--------|
| 町長     | 佐藤 貢君  | 副町長   | 甲斐 敏弘君 |
| 教育長    | 橋本 範憲君 | 総務課長  | 平川 浩二君 |
| 地域振興課長 | 関 雅人君  | 会計管理者 | 津隈 富美君 |
| 町民福祉課長 | 押方 誠君  | 税務課長  | 福川 勝志君 |
| 農林振興課長 | 工藤 庄吾君 | 建設課長  | 春田 直人君 |

保健センター所長 …… 甲斐 康弘君      教育次長 …………… 平川 誠二君  
代表監査委員 …………… 富士本浩一郎君

---

午前10時00分開会

○議長（甲斐 睦彦君） おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、御多用のところ傍聴においでいただき、誠にありがとうございます。

これから令和7年第2回日之影町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 睦彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番、一水輝明君、6番、河野學君を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 睦彦君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月13日までの8日間に決定をいたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に出席を求めた説明員の職・氏名は、お手元に配付してあります。

議長報告については、さきに報告書を配付していますので、これを報告といたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4. 議長が決定した議員派遣

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第4、議長が決定した議員派遣を報告します。

5月21日、22日、福岡市で開催された九州中央道整備促進西臼杵議会特別委員会要望活動に、甲斐徳仁君を派遣。

5月26日、延岡市で開催された国道218号整備促進期成同盟会総会ほか期成会総会に、副議長、小谷幸治君を派遣。

議長が決定した議員派遣は、以上2件であります。

---

## 日程第5. 常任委員会の所管事務調査報告

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第5、常任委員会の所管事務調査報告を行います。

初めに、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件については、委員会の報告をお願いします。総務文教常任委員会委員長、小川輝久君。

〔総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（小川 輝久君） それでは、総務文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

期日は令和7年5月19日、調査事項といたしましては、西臼杵広域行政事務組合ごみ処理施設の現状と課題ということでありました。

西臼杵衛生センターにて調査をしております。

調査の概要を報告をいたします。

年間計画であるごみ処理問題の調査の一環で衛生センターの視察を行い、ごみ集積状況、燃えるごみ、不燃ごみ、粗大ごみの確認を行った。

冒頭、センター長より、施設の概要、し尿処理施設の竣工から28年経過していること、ごみ処理施設の竣工23年経過の説明を受け、その後、施設内の見学も含めて、現場での質問等を行いながら調査を行いました。

し尿処理搬入等は効率的かつ清潔な仕組みが整っており、臭気はほとんどない状況である。放流水は十分にろ過されていて、水質良好な状態で、目視でもうかがえることができた。

可燃ごみは、アームロール車10トン車2台で、延岡センターへの搬送がなされております。現状は、道路アクセスが悪いため、より輸送コストの軽減を図る必要があると感じました。

不燃ごみについては、手作業で分別されており、鋭利な陶器やガラスの混入等の仕分作業が必要であり、住民の分別に対する意識向上が求められる。

今回の視察で得た知見に基づき、特に高齢者世帯における運転免許や車両を持たないことによる粗大ごみ持込みの困難な状況といった、住民の具体的な声に即した対応を今後も追求してまいります。

ごみ問題は、住民が生活する上で避けては通れない問題であり、今後も定期的な視察と意見交換を行い、より効率的で持続可能な廃棄物処理システムの構築を目指すことが肝要である。

センター長より、3町の議会に対し、衛生センターの現状把握のためにも、ぜひ現場視察の要

請があったことは、この問題への広範な理解と協力が不可欠であることを示唆しており、各議会と連携し、地域一体となった取組を推進してまいります。

以上で、報告を終わります。

〔総務文教常任委員長降壇〕

---

## 日程第6．特別委員会の調査報告（中央地区活性化特別委員会）

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第6、特別委員会の調査報告を行います。

中央地区活性化特別委員会委員長より、会議規則第77条の規定により、調査報告書が議長に提出されましたので、報告を求めます。委員長、高館英嗣君。

〔中央地区活性化特別委員長登壇〕

○中央地区活性化特別委員長（高館 英嗣君） それでは、中央地区活性化特別委員会の最終報告をいたします。

本特別委員会は、令和5年度新年度予算案に役場跡地開発の予算が計上され、費用対効果を含め賛否が分かれたため、令和5年3月17日に中央研修館、中央体育館、独身寮を含めた役場跡地活用の検証を目的とし、設置されました。

事業の見直しとスリム化によって、当初予算減額提案も視野に入れましたが、このときには実現には至りませんでした。

設置後、現地調査及びパークデザインとの意見交換会など特別委員会を5回開催するとともに、中央地区活性化協議会へのオブザーバー参加を行い、意見の集約及び提言を行ってまいりました。

旧庁舎跡地整備事業は、旧庁舎・独身寮解体費用も含め、事業費総額約3億7,900万円であり、内訳として、旧庁舎・独身寮の解体に約8,200万円、中央研修館関連で約2億9,700万円が計上されており、解体工事だけだと一般財源のみの費用捻出でありましたが、研修館も含めた跡地開発を伴うことで、交付税措置7割が充当される過疎対策事業債の利用が可能となり、中央研修館改修予算に一般財源のほかに特定財源として過疎対策事業債を約2億2,500万円、企業版ふるさと納税910万円繰り入れられております。

当初の計画予算では、中央体育館の改修も含まれていましたが、中間報告書でも報告したとおり、改修による耐震性に疑義があるとのことで、中央体育館の改修は見送られたところであります。

令和5年3月定例会においても、物価高の中にあり、計画を練り直すべきだとの意見もあったことも鑑みると、当初計画の遂行不能は、有利な起債活用を急いだための勇み足であったと考えられる。また、上程時に精査検証できずに議決した本議会にも責任の一端はあると思われま

す。とはいえ、改修後の研修館は自然との調和が取れた建物へ、駐車場は一部芝生公園へとリノ

バージョンされており、活用の在り方によっては、都会の喧騒から離れた方や親子連れなど、人々が集える場所となることが期待されています。

多額の費用をかけ改修した以上、今後の活用が重要であり、集客事業の構築は中央地区活性化協議会を軸として、アイデアと主体性を重点においた活性化を検討するとともに、本町職員のイベント業務運営補助の負担軽減を図ることも今後の検討課題だと考えられます。

当初の目的が本体工事の完了であるため、中央地区活性化特別委員会を解散いたしますが、6月定例会で計上されているバリアフリー化予算については、議会基本条例にのっとり、討議を活用し、各議員の意見を本会議に反映し、可否の工程を明らかにすることで開かれた議会構築に努めるべきことを意見に付して、特別委員会最終報告といたします。

〔中央地区活性化特別委員長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、特別委員会の調査報告は終わりました。

---

#### 日程第7. 令和6年度日之影町立小・中学校の学校評価並びに令和6年度日之影町教育委員会の事務事業の自己点検・評価について

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第7、行政報告を行います。

令和6年度日之影町立小・中学校の学校評価並びに令和6年度日之影町教育委員会の事務事業の自己点検・評価について報告を求めます。教育長、橋本範憲君。

〔教育長登壇〕

○教育長（橋本 範憲君） 令和6年度日之影町立小・中学校の学校評価並びに令和6年度日之影町教育委員会の事務事業の自己点検・評価について、行政報告をいたします。

学校教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、学校評価並びに教育委員会の事務事業の自己点検・評価を行い、その結果を公表することが義務づけられております。

まず、本町の学校評価は、各小中学校が自校評価を行い、次に、その結果について保護者が評価を行います。さらに、学校運営協議会委員による評価が行われ、その評価結果が教育委員会に報告されました。

また、教育委員会におきましても、事務事業の自己点検・評価を行い、学識経験者の所見を付した報告書を作成しましたので、議会に提出いたします。

なお、令和6年度学校評価並びに教育委員会の事務事業の自己点検・評価の結果は、保護者をはじめ、町民の皆様へ公表とともに、引き続き、学校教育の充実及び教育委員会事務事業の効率化に努めてまいりたいと考えます。

以上、御報告いたします。

〔教育長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、行政報告は終わりました。

---

### 日程第8. 報告第1号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第8、報告第1号令和6年度日之影町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第1号令和6年度日之影町一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

令和6年度から繰り越しました事業は、総務費の物価高騰対策地域消費支援事業ほか2事業、農林水産業費の林道等強靱化事業ほか5事業、土木費の町単町道維持事業ほか3事業、災害復旧費の過年発生農業施設災害復旧事業ほか3事業でありまして、繰越額は6億8,100万7,000円でございます。

詳細につきましては、繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。

以上、御報告いたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、計算書の5番、林業費の鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業補助金なのですが、これの繰越理由を説明お願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長。

○農林振興課長（工藤 庄吾君） お答えをいたします。

今回繰越しを行いました鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業補助金でございますが、こちらは有害鳥獣防護用ワイヤメッシュ柵の補助金でございます。

当事業におきましては、当初予算で予定しておりました事業につきましては、通常7月頃に入札を行いまして、納品、施工ということになりますが、県のほうにおきまして、各市町村の入札による減額、それから、事業取下げ等の情報等を整理いたしまして、執行残額が多い場合、11月以降に繰越可能な予算として再配分を行っているところでございます。

今回は、この再配分で予算措置をされたものでございまして、現場といたしましても、年度末までの施工期間が短く、設置完了が難しいということから、今回繰り越して事業を行うものでございます。

なお、対象につきましては、1地区延長は396メートルでございまして、繰越予算につま

しては79万9,000円、補助率につきましては、ワイヤメッシュ資材費に対しまして、国費が10分の10となっております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） それでは、10番の災害復旧費についてお伺いいたします。

令和6年度の繰越明許の令和7年度に繰越したと思うんですけど、実際、災害復旧自体は順調に進んでいっていますか。事業者自体にそれぞれ負担もかからず、計画どおりに予定は進んでいるということでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 災害復旧の進捗について御説明をさせていただきます。

さきの5月の臨時議会でも同様の御質問がありましたが、令和4年災につきましては、耕地・土木・林道災害合わせまして、330件ございます。それに対しまして265件、件数の完成率でいきますと、80%程度の完成率となっているところであります。

また、5年災につきましては、全て合わせまして76件に対しまして、完成が31件、約41%の完成、竣工率という状況でございます。

事業者さんに大きな負担がないかという御質問でありますけども、今、町内建設業の皆さん、一生懸命災害復旧に鋭意当たっていただいております。

また、働き方改革等もありまして、隔週休み、もしくは土曜日を休むというような状況で、計画的な復旧を進めていただいている状況であります。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第1号は終わりました。

---

## 日程第9 報告第2号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第9、報告第2号令和6年度日之影町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第2号、令和6年度日之影町一般会計事故繰越し繰越計算書について御報告いたします。

令和6年度から繰り越しました事業は、土木費の地方創生道整備推進交付金事業、災害復旧費の過年発生農業施設災害復旧事業ほか3事業でありまして、繰越額は3億2,952万6,000円でございます。

詳細につきましては、事故繰越し繰越計算書のとおりでございます。

以上、御報告いたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第2号は終わりました。

---

### 日程第10、報告第3号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第10、報告第3号専決処分事項の報告について（専決第9号）（工事請負変更契約の締結について）、報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第3号専決処分事項（工事請負変更契約の締結について）、御報告いたします。

令和5年度4年災、第1430号、日向川河川災害復旧工事は、令和5年9月1日に議会の議決をいただき、契約した工事ではありますが、地方自治法第180条第1項の規定による、議会の委任による町長の専決処分に基づき、町長において工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

主な変更事項は、護岸工である大型ブロック積み面積の増及び工事用道路の大型土のうを河川内の転石で代用したことによる減であります。それに伴い、工事請負金額が524万875円の減額となり、工事請負金額が1億5,337万9,125円となったものであります。

以上、御報告いたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） それでは、護岸工である土のうを河川内の転石で代用したということですが、設計では転石ではなく、グリッドということではよろしいのでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 転石ではなく、すみません、ちょっと聞き取れなかったんですが、土のうを転石ではなく（発言する者あり）理由にも書いておりますように、工事用道路の構築をするに当たりまして、両側に大型土のうを積んで、その間をもって工事用道路を構築するという計画をしておりましたが、今回、河川内の転石等がかなりありますので、転石等を寄せて、大型土のうの代わりに路体構築を行ったということでの土のうの製作、設置、撤去に係る費用が大幅な減となったことによるものであります。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） 土のう、もともと土も要るわけですけども、これはやっぱり転石で代用したということは、普通に考えても丈夫にできたというか、強度が増したということも含められるんでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 丈夫にできたというイメージよりも、あくまでも工事用道路として整地をしていく中で、転石を両側のほうに置いて構築したということですので、胴込めを入れたりとか、そういった作業を行ってやっているわけではありませんので、あくまでも工事用道路として使える程度の侵入路を造ったという状況になります。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかに。河野學君。

○議員（6番 河野 學君） 質問ではないんですけど、これはひとえにやっぱり企業努力ですよ。会社がそこにある転石を使って工事費を安くするという企業努力、大変ありがたいことですよ。こういう努力をして、五百数十万も金を浮かしてもらおうということは。あつぱれあげといてくださいよ、この会社に。よろしくお願いします。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 様々な現場において、受注者さんのほうから提案等もいただいて、現場を進めていただいております。ここに関して言いますと、土のうの分を減らして、ただ、河川内の土砂だけでは道路はできませんので、しっかりと現場外から必要な土砂を搬入して工事用道路を造るという状況になっております。もちろん、そういった部分の費用は、設計のほうでも計上させていただいております。

言われるように、河川内のやはり転石等を集積したりとかいう部分については、企業さんの努力が大変大きいというふうに思っておりますので、今後とも業者さんと協議を進めながら、こういった現場については、意見を聞きながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 関連ですが、これ私が議員になってからも、転石を使用するという例は、これ2件目ぐらいだったと思うんですけども、このような大きい契約はもちろんですが、これ例えば農地災害復旧工事などでも、このように業者の提案により変更が行われるという事例はあるのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 現場現場によって様々な提案、施工性を上げるような提案等をいただく場合がございます。

例に出して言いますと、今回は工事用道路に関する部分でありましたが、ブロック積みの基礎がはい上がりになっているようなブロック積み等があった場合に、業者さんのほうの提案で、ちょっと深めに掘って、何ですか、水平な基礎を造ることによって施工性を上げるといった提案等も行われる場合がございます。そういった場合は、施工承認という形で認めて進めていくということをやっております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第3号は終わりました。

---

### 日程第11. 議案第21号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第11、議案第21号日之影町移住定住促進住宅使用条例の制定を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第21号日之影町移住定住促進住宅使用条例の制定についての提案理由を説明いたします。

地方自治法第225条及び第228条第1項の規定に基づき、町が所有者から空き家を借り上げ、整備した住宅の使用に関する条例を制定するものであります。

主な内容は、趣旨、使用の手続、使用料の徴収、費用の負担義務等について規定するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 先日の全員協議会でもお伺いいたしましたが、公営住宅とこの条例、どの点が違うのか、お伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

公営住宅というものは、そもそも入居の際に所得制限がございますので、そこが一番大きな違いとなります。

今回、この事業は、町が空き家所有者から空き家を借り上げて、必要な改修を町が施して、その後、移住者等に貸し出すという転貸しの制度でございますので、そういった意味で公営住宅法の適用外ということで、新たに地方自治法に基づいた使用料の必要な徴収を定める条例を制定するものでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 河野學君。

○議員（6番 河野 學君） 4条の2番、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律のところで、6号に規定する暴力団員であるときは許可をしてはならないと。これ、どこで判断するんですかね、暴力団であるとかないとか。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

町が移住者等に貸し出す、そういった公募をする際に、移住希望者などから、この家を使いたいですという申込書の提出がございます。それを町のほうで受理しましたら、高千穂警察署のほうにその都度、暴力団の照会をかけます。高千穂警察署のほうから数日たって回答がなされ、該当があるかないかの答えが返ってきますので、そういった形で都度都度、暴力団の照会をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） この条例からすると、移住をしたい方、定住につなげたい方に貸し出すということではございますが、変な話、国籍とかは問わないんですか。日本国に住んでいる外国人の方でも貸し出せるということは、ここの中にはうたっていないんですが、どうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

国内に住んでいらっしゃる外国人の方の利用というか、申込みを排除するものではございません。申込みがありましたら、必要に応じて審査というものを実際にやりますけれども、事前に役場のほうとかでも面談といいますか、そういった形で必要に応じて、そういった事前のお聞き取りとか、そういったものをしますので、そこである程度の情報が分かるかと思えますから、それらも踏まえまして適正かどうかの判断をしていくというような形で考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 先ほどの質問のちょっと続きになるんですけども、これは先進自治体があって、そこを参考にもされたと思うんですけども、そこでの条例と照らし合わせて作成されたものなのか、お伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

御質問のありました他の自治体の例ということで、まずは宮崎県が定めているサブリース空き家のマニュアルがございまして、そちらをまずは熟読をし、それで作成をしながら、県内の事例も参考にして、今回の条例を上程させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 他自治体の事例を参考にするというのは、先行されていることで、他の自治体で何か条例制定後に齟齬が生じたとか、そういうポイントがあれば、そこが参考になったかなというところであります。その点についてお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

他の自治体の事例で、条例を制定されて齟齬があったかというような、そういった内容のお話は実際のところは伺っておりませんが、他の自治体も数件程度、こういった物件を所有されて運用されているというところございまして、条例の内容については、特段どうのこうのというような話はございませんが、やはり他の自治体でも、同様に中山間の自治体でありまして、空き家がやはり老朽化が進行しているというところで、改修経費も結構かかっているんだというような実態のお声はいただいております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは、お尋ねをいたしますが、本町の今現在掌握している空

き家数、さらには空き家バンクの登録件数をお聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

概数ではございますが、令和3年度に空き家の調査をさせていただきました。そのときが二百七十数件だったと思いますが、それから幾分か除却されたり、また新たに空き家になったりというところもありますので、あまり数字的には、さほど変わっていないのかなというような思いでございます。細かい数字は詰め上げられておりませんが、そういった270件程度あるのかなというふうには事務局サイドでは思っております。

空き家のバンクにつきましては、累計では60件程度いつているんですけども、実際にそれが使用されたり、中には途中で取り下げられたりというところで、現在につきましては、空き家のバンクのサイトにも出ていますけど、10件ほど公開しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかに。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは、この町の条例の中からお尋ねをしたいと思いますが、第3条、自宅を使用しようとするものとは。これはどうも読み方が、これは参考にしていいのかどうなのか存じ上げませんが、ここでは「使用し」、「利用」か「活用」という文言のほうがいいんじゃないですか。「使用しよう」、何か表現がいかかかなというふうに思いましたが、これはどこか既にあったわけですかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 第3条の表現でございますが、先ほども申し上げました、まず宮崎県が定めているマニュアルも、この表現で使っております、参考にさせていただいております他の自治体につきましても、同様の表現でございます。

ですので、本町につきましても、この表現で書かせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） よそがしているからということではありますが、これで本当に課長としてどうですか、この表現の在り方は。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） この表現は、今回の条例のみならず、ほかの場面とかでもよく出てくる、見かける表現でございますので、私どもとしては、そこには特段違和感は感じてはいないところです。

おっしゃいますように、「利用」とか「活用」とかいう言葉がふさわしいんじゃないかという

御意見でございますが、一般的に「使用」という表現で、これを変えなければならないというところは、今のところは考えてはございません。

「使用」という言葉が2つ続くというところで、どうなのかという御意見だとは思いますがけれども、今のところは、この表現で条例を制定させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、第10条に移るんですけども、これ3番です。使用者は次の各号に該当する場合は、町長の許可を得なければならない。3番、住宅の一部または全部を住宅以外にしようとするとき。これ、許可を得なければならないとなっておりますが、許可を願い出るケースといたら、どのようなケースが想定されているか、お伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

10条の第2項の第3号の規定でございますが、例えば住宅の一部を、例えばですけども作業場にしたりとか、ちょっとした店舗だとか、そういったものが考えられるかなと思いますけれども、まずは町長の許可を受けなければならないという規定ではございますが、その前にやはり空き家の所有者の方の許可といいますか、そういったお考えといいますか、そういったところを聴取をして、そういうふうに改修してもいいよとかいうふうになれば所有者の方が、そこからそういうところにつながっていくことだと思いますので、そういった形で、今申し上げましたケースが考えられるかなというふうに想定しております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 想定されるのは、例えば農林業を目的に移住されてきた方が、これ農機具を置く倉庫が欲しいだとか、結構これ全国的にも、農業を目的で移住してきたけれども、結局独立するに当たって機械を保管するところがないだとか、トラブルが生じております。

なので、その点も想定されておいたほうがいいかなと思ひまして、質問しました。その点についてどうお考えになるか、お伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

農業をしたいという形で移住されてこられる方もいらっしゃいますが、サブリース空き家の物件が、やはりどこもここもという、なかなか今物件も数件候補地があるんですけど、そちらで今選定中でございます。

理想なところで言えば、やっぱりそういった離れ、納屋つきの物件とか、そういったものがあれば、そのような農機具の保管庫という形で確保もできるんだろーと思いたしますが、今のところそういった、今回の条例を制定するに当たって、私たちが今選定している物件では、農機具が収納できるような物件について、ないことはありませんが、物件の所有者がサブリースでやっていいよというようになれば、そちらの物件でスタートすることができます。

ですので、ここの第10条の住宅の一部または全部を住宅以外にしようとするときというのも、先ほど申しあげました所有者の方の、何というか、お考えというか、そちらが最優先でございますので、10年間の借受け期間が終わりましたら、所有者のほうにお返しするという形になりますから、そういったところもありますので、十分とそういった所有者の方との協議を密にして、意思統一を図りまして進めていく必要があるかなというふうに考えております。

お答えになっているかちょっと分かりませんが、以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 何で私が作業小屋や作業場、農作業、農機具を置く、何かこだわるかと言いますと、公営住宅に小屋や納屋がついているものが、現在ほとんどないからなんです。

サブリース、町が又貸しするサブリース制度を柔軟に活用して、所有者の意向がもちろんであります。例えば敷地が広い場合とか、そこまで想定していれば、農業がしたい、林業がしたいという移住者も来やすくなるのではないかなと思われま。その点について再度お伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） ありがとうございます。日之影町もそういった農業、これまで農業されていた方の御自宅が空き家になっているとかいうケースもあることはありますので、そういったところも、農業がしたい人向けの、そういった住宅の確保というのにも努めていかなければならないというふうに考えております。

あとは所有者の方をしっかりと把握をして権利関係、もう一つは、権利関係がしっかりと整っているといえますか、はっきりしている物件で、サブリース事業を進めていきたいというふうに考えていますので、そのあたりを注意しながら、今議員がおっしゃいました御意見を尊重しながら進めてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは、先ほども出ましたが、第4条の2、暴力団等、これは暴力団員「等」は入れなくてもよろしいのでしょうか。

先ほどの答弁では、高千穂警察署のほうに照会をかけるということでありましたけども、これはそういった分かったものであれば、当然照会は効くんでしょうけれども、それに近い方、ある

いは反社的な方等々、確たるものがない場合もあるかもしれないということを勘案すれば、やっぱりここは「など」ということを選択肢はなかったものかどうなのか、お尋ねをいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えをいたします。

第4条第2項の規定が、暴力団員であるときは許可してはならないというふうに今ありますが、暴力団に限らず、暴力団の関係者とかそういったところも、当然ながら許可してはならないということになってまいりますけれども、高千穂警察署に照会を出す際に、警察署のほうが現役のそういった方なのか、関係者であるかということも、恐らく向こうのネットワークの中で調査するのであるとは思いますが、こちらにつきましては、ちょっと暴力団員の規定につきましては、町の条例のほうもちょっと見直ししながら、第4条第2項の規定がふさわしいのかどうかをちょっと改めて考えさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） サブリース事業ということですが、この条例の中に、使用者は使用期限というのが10年という、先ほど課長のほうからもお話がありましたが、10年の文言は、この条例の中には明記せんでいいんでしょうかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

条例で定める内容につきましては、事業の根幹といいますか、そういったものをなすところについて規定しているものでございます。

条例の最後の第14条の委任の規定がございますが、そこで規則で定めるという形になっておりまして、また、条例と規則と併せて実施要綱につきましても、同時に定めるものでございます。

実施要綱のほうで具体的、そういった先ほど議員から質問ございました、10年間というところの規定が実施要綱の中で出てくる形になりますので、そういった形で本条例にはちょっと盛り込まないというところで整理をしております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは、第6条関係の連帯保証人についてお尋ねをいたしますが、当然この事業は、町外者からの移住定住という促進のために制定をするわけでありましてけれども、保証人、通常、本町でも住宅の入居者には保証人をつけておりますけれども、いかんせん町外からとなってくると、保証人というのが非常に厳しいのかなど。

家族で世帯でやる、あるいは、どこかにお願いをする。ただ、収入の要項がここ出ていますよ

ね。その収入を使用者と同程度の収入を有するものと、こういうことになっておりますけれども、ここらあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

空き家を使用される方が、どの程度の収入にあるかというのはちょっと分かりませんが、同程度以上の収入を有するということでは、やはり住宅を利用される場合は、町の町営住宅のほうがそうですけれども、同じような町営住宅のほうも、そういった形で条例の規定がございますので、あくまでもサブリース事業で、今回行っていきます事業も、町営住宅の運用に準じたやり方になってまいります。

ですので、そういった形で町営住宅の条例を大きく参照しているというケースが多いわけですが、入居者が家賃を滞納するとかそういった場合は、やはり連帯保証人の方にもそういった責任が行くと思いますので、ある程度のやっぱり収入が見込める方を保証人として持っておく方ではないと、やはりちょっと住ませるのには厳しいのかなというふうに思っています。

幾ら移住されて、町の、何といいますか、活性化とか人口減少の抑制のほうに生かされるということも大事ではあると思いますけれども、やはりそういった住まれる以上は、そういったところでしっかりと賃料も払っていただきながら、連帯の保証人の方も同じような連帯責任を負うというような思いを持っていただいて、やはり連帯保証人の方の収入が低いとか、低過ぎるとか、ゼロに等しいとかいうところになると、ちょっと審査の段階でも通らないのかなというような感じがしておりますので、そういったところでこの表現、規定のとおり行かせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 誤解があったらいけないので再度質問しますけれども、私は連帯保証人というハードルが、移住者の場合は非常に高いんじゃないのかなという思いがありましたので、そういう質問させていただいたんですけれども。

だから、場合によっては、例えばこれを活用して本町のほうで、そこに住みたいという希望・意思のある方については、例えば全納制度とかそういうことまで視野に、1年間前払いとか、そこ辺の選択肢とかもあるのかも含めて。

ただ、やっぱり連帯保証人というのが非常に、すぐ出てくればいいんですけども、なかなかそこで一旦足踏みになったりしたりすると、せっかくのそういう移住というのが遅れてきたりする可能性はないのかなという思いもありましたので、そういうことを質問したところであります。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えをいたします。

連帯保証人、空き家のサブリースに限らず、今運用しております空き家バンクもそうですが、こちらのバンクを使って希望者が移住をされる際も同様に、間に不動産会社さんが入って、契約の仲立をするんですけども、そのときも連帯保証人というのは当然立っております。

ですので、扱いとしては、本当同じような形になりますが、連帯保証人がなかなか立てにくい移住者の方もいらっしゃるというのは、実際そうかなというふうに思っておりますけれども、契約をやっぱり結ぶといいますか、後々のトラブルといいますか、実際にこれを事業を運用して、そういった家賃の滞納とかがずっと発生するというときになると、退去の命令も出さないとけないというふうな形になってまいりますので、基本としてはやはり町営住宅の管理条例と同じような扱いで、やはりこの条例のほうも制定しておく必要があると思いますので、第6条につきましては、こういった形で提案をさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 関連です。先ほど既存の条例とここは同じということで、これは私も移住者ですし、ほかにも移住者の方で住宅に住まわれている方はたくさんいます。

なので、これまでその中で特に支障がなかったのであれば、同じ条文を適用するのは、私は問題ないかと思えます。その点を加味されて同じ条文が使われたのか、そここのところをお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 町営住宅サイド、建設課サイドのほうで、実態がどうだという細かいところまではちょっとお調べしておりません。そういった連帯保証人さんの関係でどうこうというのは、地域振興課サイドではちょっとお調べはしてはおりませんが、あくまでも条例を制定するに当たっての参考としましては、県がお出ししているものを見ながら、町のほうも町営住宅にやっぱり準ずる形での運用が望ましいというふうに基本的に思いますので、そういったところで町営住宅の管理条例の規定を参考にさせて、今回盛り込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 先ほどの久保議員からの御質問の中で、町営住宅のほうで、そういった問題等がなかったのかという御質問でありますけれども、町営住宅、連帯保証人制度という形で必ず出させていただいております。

言われるように、町外のほうからもやはり申込みがあった場合、連帯保証人を出していただく

ということをお願いをしているところであります。

連帯保証人のイメージとしましたときに、先ほどから出ていますように、家賃収入等の滞納等があった場合というところのイメージが大変強うございますけれども、ただ、やはりもし1名で移住をされてこられた方に何かしら事故等があった場合、やはり連絡先がしっかりしているということも大変重要なことだというふうに思っておりますので、こういった連帯保証人、家賃の滞納等だけではなくて、そういったところの連絡先、そういったその人を保証するという観点でも必要ではないかなというふうに感じているところであります。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第21号については、会議規則第39条第1項の規定により、審査のため、経済建設常任委員会に付託し、総務文教常任委員会との連合審査とすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号については経済建設常任委員会に付託し、総務文教常任委員会との連合審査とすることに決定いたしました。

なお、審査結果については、本会議最終日に委員会報告をお願いをします。

お諮りします。1時間たちましたが、暫時休憩したいと思います。

それでは、11時15分からよろしくお祈りします。

午前11時02分休憩

.....  
午前11時15分再開

○議長（甲斐 睦彦君） 休憩前に引き続き再開します。

日程第12. 議案第22号

日程第13. 議案第23号

日程第14. 議案第24号

日程第15. 議案第25号

日程第16. 議案第26号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第12、議案第22号令和7年度日之影町一般会計補正予算（第1号）から、日程第16、議案第26号令和7年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算

(第1号)までの補正予算5件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長(佐藤 貢君) 議案第22号令和7年度日之影町一般会計補正予算(第1号)の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う人件費のほか、コミュニティセンター整備事業等が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

国庫支出金は、医療費助成オンライン資格確認自治体システム改修等事業で、181万5,000円の追加。県支出金は、物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業等で、386万9,000円の追加。諸収入は、コミュニティ助成事業等で、312万6,000円の追加。町債は、コミュニティセンタースロープ整備事業過疎債で、2,450万円の追加。

以上、歳入補正を3,331万円の追加とし、歳入総額を62億331万円といたします。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費は、人件費で5万9,000円の追加。総務費は、コミュニティセンター整備事業等で3,513万7,000円の追加。民生費は、オンライン資格確認システム改修委託料等で300万7,000円の追加。衛生費は、人件費等で1,637万7,000円の減額。農林水産業費は、人件費等で187万3,000円の減額。商工費は、商品券発行事業補助金等で383万1,000円の減額。土木費は、人件費で74万円の減額。教育費は、コミュニティ助成事業等で1,617万3,000円の追加。予備費は、175万5,000円の追加。

以上、歳出補正を3,331万円の追加とし、歳出総額を62億331万円といたします。

次に、第2表、地方債補正につきましては、借入限度額を変更するものであります。

次に、議案第23号令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、会計年度任用職員の雇用に伴う人件費等の補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

県支出金277万円、繰入金を32万6,000円追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費を32万6,000円、保険事業費を277万円追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,325万7,000円とするものであります。

次に、議案第24号令和7年度日之影町介護保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う人件費の補正によるもので、介護保険事業勘定のみ補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

保険料を35万8,000円、国庫支出金を59万9,000円、県支出金を30万円それぞれ追加、繰入金を175万2,000円減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費を205万2,000円の減額、地域支援事業費を155万7,000円の追加とし、歳入歳出予算の総額を6億3,955万2,000円とするものであります。

次に、議案第25号令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、制度改正に伴う人件費に係る補正であります。

まず、収益的収入について申し上げます。

営業外収益は、他会計補助金で24万9,000円を追加するものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。

営業費用は、総係費を24万9,000円の追加とし、収益的収入及び支出の予算総額を1億870万6,000円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費966万円を990万9,000円とするものであります。

次に、議案第26号令和7年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、制度改正に伴う人件費に係る補正であります。

まず、収益的収入について申し上げます。

営業外収益は、他会計補助金で10万円を追加するものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。

営業費用は、総係費を10万円の追加とし、収益的収入及び支出の予算総額を2,511万1,000円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費788万9,000円を798万9,000円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました補正予算5件については、休会中の議案熟読をお願い

いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。議案第22号から議案第26号の5件については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定をしました。

---

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれにて散会いたします。

午前11時2分散会

---